

「埼玉の障害者雇用を進める」関係機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 関係機関、関係団体の密接な連携のもと、障害者雇用の促進を図るため、「埼玉の障害者雇用を進める」関係機関連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者雇用の促進、就労支援に関すること。
- (2) 関係機関、関係団体の連携に関すること。
- (3) その他障害者雇用の促進、就労支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その所属する機関の職員等を代理人とすることができる。

(会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、議長が主宰する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。
- 6 議長は、会議の所掌事務について調査、検討を行うため、必要に応じて、会議に部会を置くことができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務を処理させるため、埼玉県産業労働部雇用労働課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年12月3日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

この要綱は、平成24年5月26日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機関等名	職名
学識経験者	埼玉県立大学名誉教授 朝日 雅也
埼玉労働局職業安定部職業対策課	課長
公益社団法人埼玉県雇用開発協会	事務局長
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部 埼玉障害者職業センター	所長
一般社団法人埼玉県経営者協会	専務理事
埼玉県中小企業団体中央会	政策推進部 部長
日本労働組合総連合会埼玉県連合会	副事務局長
障害者雇用事業所（特例子会社を含む）	
特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会	代表理事
一般社団法人埼玉県セルフセンター協議会	副会長
さいたま市障害者総合支援センター	所長
埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門	部門長
埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 職場定着支援業務部門	部門長
障害者就業・生活支援センター	就労支援員
埼玉県総合リハビリテーションセンター	福祉局支援部長
埼玉県立精神保健福祉センター	社会復帰部長
地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター	療養援助部主幹
埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園	校長
埼玉県福祉部障害者支援課	課長
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課	課長
埼玉県産業労働部雇用労働課	課長